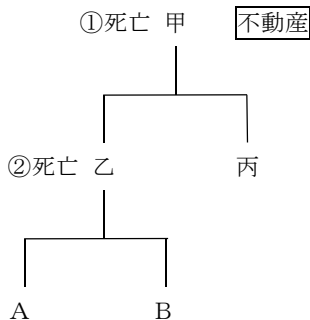


## 数次相続と遺産分割

### 【事例】

甲の死亡によって開始した相続について、子乙及び丙が共同相続人になった後、更に乙の死亡によって相続が開始して、その子A及びBが相続した場合において、丙、A及びB間において遺産分割協議があったとする。



(1) 遺産分割の内容が「丙が相続する。」というものであった場合に申請すべき登記

1 / 1 丙名義での相続登記を申請 (昭 29. 5. 22 民事甲 1037 号)

(2) 遺産分割の内容が「丙及びAが相続する。」というものであった場合に申請すべき登記

1 / 2 亡乙及び丙名義での相続登記

2 / 2 乙持分につきA名義での相続登記 (昭 36. 3. 23 民事甲 691 号)

(3) 遺産分割の内容が「Aが相続する。」というものであった場合に申請すべき登記

1 / 1 A名義での相続登記 (登記原因：年月日乙相続，年月日相続)

\* 遺産分割協議書に、甲名義の不動産をAが単独で相続した旨の記載があるときは、当該協議書の趣旨は、まず、①丙、A及びBにより亡乙に当該不動産を承継させる合意、次に、②A及びBによりAに当該不動産を承継させる合意の各合意を包含する (平 29. 3. 30 民二 237 号)。

(4) 遺産分割の内容が「乙が相続する。」というものであった場合に申請すべき登記

1 / 2 甲から亡乙に対する相続登記 (登記研究 429 号 P 117)

2 / 2 亡乙からA及びBに対する相続登記